

施策・基本事業一覧表

優先度：成果＝低。財源＝中。●かんきょう課 農政課

| 番号 | 施策名 | 施策の対象 | 施策のねらい | 区分 | 策の成果指標(単位) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 前期 目標値 | 24年度 | 28年度 (目標値) | 評価 | 評価の判定理由と原因分析の説明 | 今後の取り組み等 |
|-----|-----------------|-------------|--------------------------------------|----|--------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|---------------|----|--|--|
| 6-6 | 衛生的で安らげる生活環境づくり | ・市民 ・事業者 | 住民同士や、住民と事業者間でトラブルがなく、地域と産業が共存できている。 | 成果 | 生活環境への満足度(%) | 82.9 | 76.6 | 82.6 | 82.5 | 84.6 | 77.8 | 78.3 | → | 82.4 | ↗ | 順調 | 市民アンケート結果では昨年度より4.1ポイント改善した。多くの事例は、法律で規制できない民事事例であり、マナーやモラルが大きく関わってきている。 市への相談・苦情については、すぐに現地を確認し、早期対応することにより市民の満足度は一定確保されている。 | 多くの場合、法律で規制できない民事事例であり対応が困難であるが、現地確認など即座に対応行動する事でトラブルを未然に防止し、解決につなげていく。 また、苦情が増加している空き地雑草対策については、空き家バンク事業や老朽危険家屋の適正管理に向けた事業などと連携し、地域の環境保全を目的とした対応に取り組む。 |

| 番号 | 基本事業名称 | 本事業の対象 | 基本事業のねらい | 区分 | 本事業成果指標(単位) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 前期 目標値 | 24年度 | 28年度 (目標値) | 評価 | 評価の判定理由と原因分析の説明 | 今後の取り組み等 |
|----|---------------|-----------------|--|----|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|---------------|-----|---|---|
| 01 | 生活公害の自主的解決の推進 | 市民 事業者 | ・近隣の生活環境の問題について、自らの地域で解決している。 ・市の助言や指導により生活公害に関するトラブルが解決する。 | 成果 | 市が受けた苦情の解決率(%) | 92.6 | 91.7 | 95.6 | 92.4 | 85.1 | 86.9 | 81.7 | 95.0 | 85.8 | 95.0 | 横ばい | 市に届けられた苦情件数は全体で120件(前年度から11件増加)と増加傾向にあり、マナーやモラルなど法律で規制できない民事事例が増えている。 | 民事事例に対する地域内での解決に向けて、環境美化巡視員や区の役員等との連携を強化し、問題意識の地域共有を図る。 効果的なマナーやモラルの啓発方法の検討を行なう。 |
| | | | | 代替 | 市が受けた個人間に関する苦情件数(件) | 84 | 88 | 80 | 77 | 52 | 30 | 80 | 70 | 85 | 30 | 不調 | 苦情件数全体の増加にともない、マナーやモラルなどの欠如を主とした個人間の苦情件数も85件に増加した。 | 民事事例や個人間のトラブル解決に向けて、環境美化巡視員や区の役員等の協力をいただき、地域解決や未然防止を行なっていく。 ホームページや広報による啓発を行い、地域住民相互の協力による生活環境保全の重要性や環境を守り育てる意識を高める。 |
| 02 | 生活環境と事業環境の共生 | 市民 事業所 農家 | 生活環境に配慮した事業運営がされ、住民の理解が進み、住民生活と事業活動が共生できている。 | 代替 | 市が受けた事業所・農家に関する苦情件数(件) | 60 | 68 | 57 | 29 | 22 | 31 | 29 | 50 | 35 | 30 | 横ばい | 特定の事業所の苦情のリポートが半数を占めるが、畜産農家による夏場の悪臭等季節的な問題も多く、改善指導が困難なケースも多い。 | かんきょう課による苦情対応のみにとらわれず、福岡県保健福祉環境事務所(環境指導課)や庁内関係部署との連携強化を図ることにより苦情の未然防止及び解決支援の方策を講じる。 |